

ケアハウス八女 利用料金表

費用徴収額 利用者の収入に応じて下表の階層に区分されています。

生活費 49,360／月

居住費 22,000／月

冬期加算額 1,960／月(11月～3月の期間加算されます)

個人負担額 主に利用者が居室内で使用する、電気・ガス・電話代等です。

ケアハウス八女 利用料金表(令和 8年 8月改正後)					
階 層	対 象 年 収 額	サービス提供費	生活費	居住費	合計
1	1,500,000円以下	10,000	49,360	22,000	81,360
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000	49,360	22,000	84,360
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000	49,360	22,000	87,360
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000	49,360	22,000	90,360
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000	49,360	22,000	93,360
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000	49,360	22,000	96,360
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000	49,360	22,000	101,360
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000	49,360	22,000	106,360
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000	49,360	22,000	111,360
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000	49,360	22,000	116,360
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000	49,360	22,000	121,360
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000	49,360	22,000	128,360
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000	49,360	22,000	135,360
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000	49,360	22,000	142,360
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	76,700	49,360	22,000	143,200
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	76,700	49,360	22,000	148,060
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	76,700	49,360	22,000	148,060
18	3,100,001円以上	76,700	49,360	22,000	148,060

- 1) 対象年収額とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税・社会保険料・医療費などの必要経費を控除した後の収入をいう。
- 2) 夫婦で入居される場合には、夫婦の対象年収額の合計から必要経費の合計を引いた額を2で除した額が150万円以下であれば、階層1の費用徴収額から30%を減額した金額が夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)となります。